

○厚生労働省告示第三百七十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第六十八条の七第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

本則中「マウス生細胞を含有するもの」を「次に掲げるもの」に改め、本則に次の各号を加える。

- 一 ヒト（自己）表皮由来細胞シート
- 二 ヒト（同種）骨髄由来間葉系幹細胞